

ふるさとと納税制度について

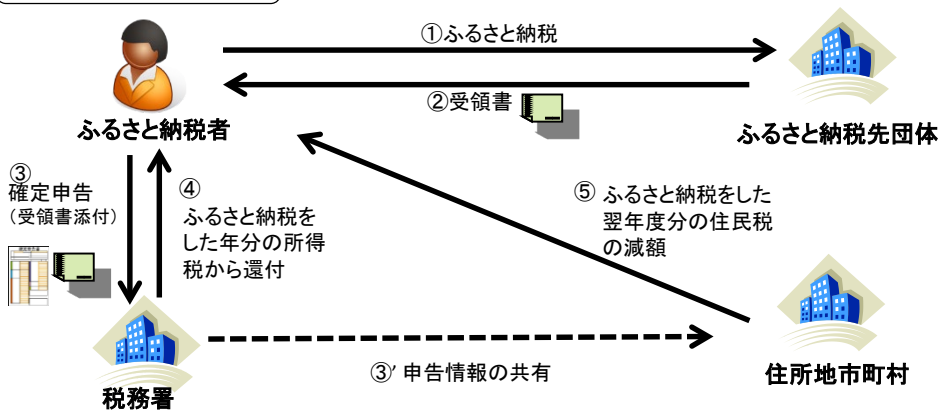
制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)

手続(原則)



ふるさと納税に係る寄附金税額控除の近年の適用実績(※1)

課税年度	適用人数	税額控除額	寄附金額(※2)
平成25年度	11万人	45億円	130億円
平成26年度	13万人	61億円	142億円
平成27年度	44万人	184億円	341億円
平成28年度	130万人	1,002億円	1,471億円
平成29年度	227万人	1,783億円	2,566億円
平成30年度	296万人	2,457億円	3,495億円
令和元年度	395万人	3,265億円	4,576億円

※1 平成25年度から平成30年度については、「市町村税課税状況等の調」をもとに算出。令和元年度については、「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査」をもとに算出。

※2 課税年度における前年中(例えば、令和元年度については、平成30年1月1日～12月31日の間)の寄附金額

※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

ふるさと納税に係る控除額の計算について

ふるさと納税に係る控除の概要

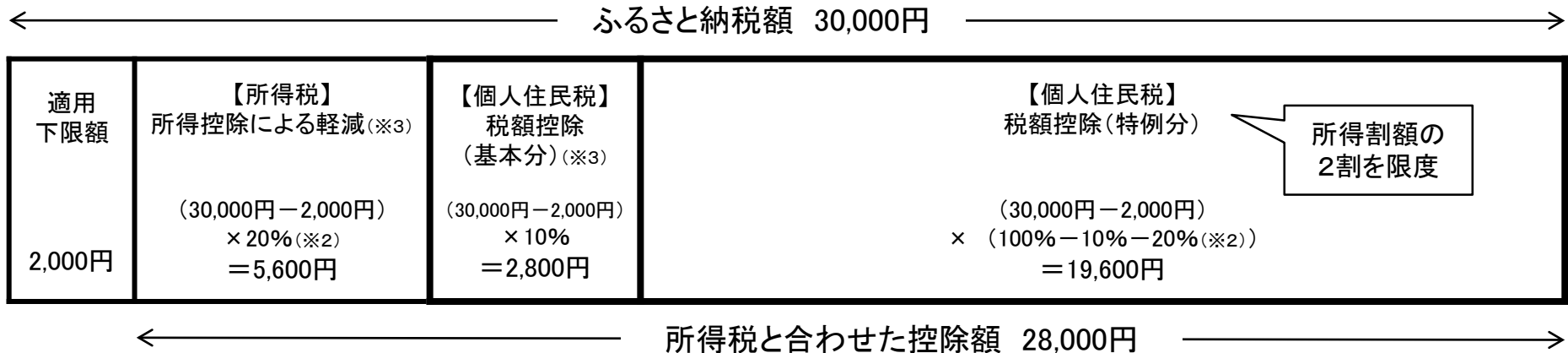
ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・(ふるさと納税額－2,000円)を所得控除 (所得控除額×所得税率(0～45%※))が軽減)
- ② 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×10%を税額控除
- ③ 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×(100%－10%(基本分)－所得税率(0～45%※))

→ ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

(※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ^(※1)】



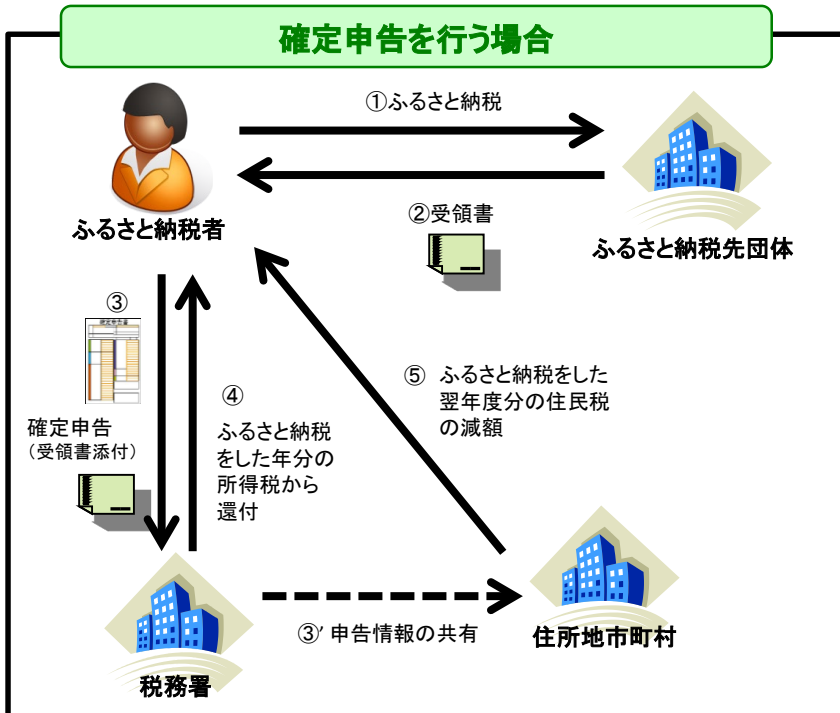
- ※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
※2 所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。
※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

○ 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）。

- ・ 確定申告を行った場合と同額が控除される。（本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除される。）
- ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入。
- ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。

確定申告を行う場合



ワンストップ特例が適用される場合

